

## 第725回農地部会議事録

開催日時	平成29年6月5日(月) 午後3時50分から	
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	楠瀬 裕久・西野 幸一・森本 常喜・横山 桂一・田内 正博 成岡 三男・鍋島 義信・平田 文彦・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久 竹内 義昭・中山 忠明・前田 貴美雄・氏原 嗣志・宇賀 巖・上田 博 久保 壽美男・島田 研一	以上19名
欠席委員	加藤 孝幸	以上1名
部会外出席委員	会長：門田 博文 会長職務代理者：大野 哲	以上2名
事務局出席者	吉良局長・岩崎次長・榮枝管理主幹・野中主任・竹内主任	以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 非農地証明願の件 議案外(報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件</li> <li>・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件</li> <li>・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件</li> </ul>	
備考〔添付書類〕	○第725回農地部会議案書 ○現地案内図 ○農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地配分計画の認可について	

開 議 長	会 長	(農地部会長 中山 忠明 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時50分)) ただいまより第725回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	本日は加藤孝幸委員より欠席の連絡をいただいております。部会委員総数20名中、出席委員数19名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の農地部会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長  委 員 議 長	議 長  委 員 議 長	次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) それでは、鍋島義信委員、久保壽美男委員を指名いたします。
議 長  野中主任	議 長	第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 今月は全体で5件の申請が出されております。議案書は2ページをお開きください。 案件1は、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件の案件2と関連案件ですので、先に第2号議案、案件2につきまして説明いたします。議案書は5ページをお開きください。 議案書5ページから6ページにまたがります案件2は、神田、市街化区域、畑、505㎡、外3筆、合計872.70㎡について、平成27年5月2日、相続により所有権を取得したことの届出です。 現在、申請者が耕作しており、あっせんの希望はないとのこと。 それでは、第1号議案、案件1の説明に戻りますので議案書は2ページにお戻りください。 案件1は、神田、市街化区域、畑、222㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では、落花生を栽培する予定であるとのこと。 農機具につきましては、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事していることから、効率的な利用ができるとのこと。

申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積は2,965㎡であり、下限面積を満たしておりませんが、当該3条許可申請が許可され、また、先に説明しました農地法第3条の3の相続の届出が受理されれば、経営面積の合計が4,059.70㎡となり、下限面積を満たすこととなります。

続きまして案件2は、池、登記地目、田、現況地目、畑、33㎡、外2筆、合計273㎡を、譲渡人の希望により、経営拡大のため所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て、耕作もしくは保全管理しており、今回の申請地では、柿を栽培する予定であるとのことです。

なお、譲受人は南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町にも農地を所有しており、その耕作状況について確認しましたところ、全て耕作もしくは保全管理されているとのことです。

農機具につきましては、トラクター等11台の大農機具を所有しており、本人及び妻が農業に従事しているほか、従業者5名を臨時雇用しているため、効率的な利用が出来るとのことです。

申請地では、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への影響は特にないと考えるとのことです。

案件3は、布師田、市街化調整区域、田、836㎡、外2筆、合計1,186㎡を、譲渡人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具についてはトラクター等2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用が出来るとのことです。

周辺農地への影響については、周囲が水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

議案書2ページから3ページにまたがり、案件4は、春野町弘岡上、市街化調整区域、畑、386㎡、外3筆、合計648.83㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗っているところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申

請地では、柿を栽培する予定であるとのことです。

なお、譲受人は日高村にも農地を所有しており、その耕作状況について確認しましたところ、全て耕作されているとのことです。

農機具については、耕耘機等10台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事しているため効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5は、春野町内ノ谷、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、370㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため所有権を移転するという申請です。現地案内図は、No.5をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地ではミカンを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻も農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従って営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

以上、案件1につきましては、第2号議案、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出が受理されれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件2から案件5につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

現地については地元委員に確認をお願いいたしております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

議長 第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。

成岡委員 案件1と2については現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。

議長 次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員 案件3について現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。

議長 次に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。

上田委員	案件4と5について現地の委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等がなければ、案件1から5について、許可することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	案件1から案件5については、許可することに決定いたします。 続きまして、第2号議案「農地法第3条の3第1項の規定による届出の件」を審議いたします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	今月は全体で4件の申請が出されております。議案書は5ページをご覧ください。 案件1は、円行寺、市街化調整区域、田、9.91㎡、他5筆、計878.91㎡を、相続により、平成27年9月28日に、所有権を取得したことの届出です。 申請地は、届出人が耕作及び管理をしており、あっせんの希望はないとのことです。 議案書5ページから6ページにまたがります案件2は、第1号議案、案件1の関連案件として先に説明しましたので、説明を省略させていただきます。 続きまして案件3は、五台山、市街化調整区域、田、940㎡のうち610.91㎡、外2筆、合計2,479.91㎡について、平成28年4月13日、相続により所有権を取得したことの届出です。 申請地については、届出者が耕作するため、あっせんの希望はないとのことです。 続きまして議案書6ページから7ページにまたがります案件4は、屋頭、市街化調整区域、田、128㎡、外5筆、合計3,451㎡について、平成27年1月23日、相続により所有権を取得したことの届出です。 申請地については、届出者が耕作するため、あっせんの希望はないとのことです。 全ての案件について、相続登記が済んでいることを事務局で確認しております。 以上で第2号議案の説明を終わります。
議長	第2号議案の説明が終わりました。それでは、第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いします。
楠瀬委員	案件1について、審査した結果、受理相当と認めました。
議長	次に第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いいたします。
成岡委員	案件2と3の一部、及び案件4について、審査した結果、受理相当と認めました。
議長	次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いいたします。

竹内委員	案件3の一部については、受理相当と認めました。
議長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案については受理することに決定しますが、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは第2号議案については受理することに決定します。 続きまして第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」について審議します。事務局より説明をお願いします。
野中主任	<p>今月は全体で4件の申請が出されております。議案書は9ページをお開きください。</p> <p>案件1は、長浜蒔絵台一丁目、登記地目、宅地、現況、畑、166.44㎡を、自己住宅に転用するため、所有権を移転する申請となっております。</p> <p>現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。</p> <p>農地の種別につきましては、住宅、事業施設、公共施設が連坦した区域内の農地であるため、第3種農地と判断しています。</p> <p>事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に居住しておりますが手狭となってきたため、住宅の建築を検討し用地を探していたところ、申請地が売却される情報を得たこと、また、申請地は住宅団地内の一面であることや職場にも近いことから、当該申請地を選んだとのことです。</p> <p>申請地の利用計画につきましては、造成は行わず整地のみで、建築面積121.45㎡の住宅1棟、自家用車の駐車場2台分及び庭に転用する計画となっております。</p> <p>申請地へは南側の市道から進入する予定であるとのことです。</p> <p>被害防除計画としましては、申請地の東側、北側は宅地、西側は譲渡人所有の農地、南側は市道を挟んで宅地となっており、生活雑排水は申請地南側の市道に敷設されている下水道に排水し、雨水は自然浸透及び申請地南側の道路側溝へ排水するほか、申請地に埋設した管を通して申請地南側の下水道に排水する計画となっており、周囲への影響はないとのことです。</p> <p>添付書類としましては、資金の融資証明書等、必要な書類は添付されております。</p> <p>他法令につきましては、開発許可は不要となっております。</p> <p>土木委員の意見については不要であることを、地元委員に確認しております。</p> <p>続きまして議案書は9ページから10ページにまたがり案件2は、高須、田、151㎡、外5筆、合計1,110㎡を、工事用地に一時転用するため、賃借権を設定するという申請です。</p>

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

農地の種別につきましては、申請地は一部が農用地区域内農地であり、一部は一種農地ですが、本件は許可日から平成29年12月31日までの一時転用であり、農地法施行令第4条第1項第1号イに該当するため、転用の不許可の例外であると考えられます。

事業計画書によりますと、本件の賃借人は、建設業を営んでいる法人であり、今般国土交通省の高知南国道路事業の橋脚工事を受注し、その工事の必要から本申請地を選定したとのことです。

申請地の利用計画としまして、工事用地として矢板、排水路を設置する予定です。進入路については申請地東側の市道から進入する計画となっております。

被害防除計画としましては、設置する施設には給排水設備がないため、申請地から発生する排水は雨水のみであり、申請地内に自然浸透させるとともに、排水路から申請地西側の県道側溝に排出することとしています。

添付書類としまして、道路を挟んで東側の農地の所有者からの同意書、貸人の相続関係書類、法人関係書類、賃貸借契約書の写し、資金証明等は添付されております。

改良区の意見書につきましては確認中です。

排水同意については道路側溝の管理者である県に不要である旨を確認しています。

他法令につきましては、農振法関係では、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にありますが、農林水産課に農業振興地域整備計画の達成に支障がない旨を確認しております。

土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

続きまして案件3は、高須、田、200㎡、外3筆、合計645㎡を、工事用地等に一時転用するため、賃借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。緑に塗ったところが申請地です。

農地の種別につきましては、農用地区域内農地ですが、本件は、許可日から平成29年11月30日までの一時転用であり、農地法施行令第4条第1項第1号イに該当するため、転用の不許可の例外であると考えられます。

事業計画書によりますと、本件の賃借人は、建設業を営んでいる法人であり、今般国土交通省の高知南国道路事業の橋脚工事を受注し、その工事の必要から本申請地を選定したとのことです。

申請地の利用計画としまして、工事用地として矢板、排水管を設置するほか、資材置場、休憩所、トイレ、駐車場として使用する予定です。

進入路としては、申請地西側市道から進入する計画となっております。

被害防除計画としましては、雨水は、申請地の東側に既存の排水側溝があり、これに雨水などの表面排水を行うこととなっております。この際、申請地より流出しないよう仮盛土を行い、排水路に排出するようにするとのことです。

仮設休憩所、トイレを設置しますが、日照・通風などには影響がないとのことです。

添付書類としまして、市道を挟んで西側農地の所有者からの同意書、改良区の意見書、貸人の住所を確認する書類、法人関係書類、賃貸借契約書の写し、資金証明等が添付されております。

排水同意については道路側溝の管理者である県に不要である旨を確認しています。

他法令につきましては、農振法関係では、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内にありますが、農林水産課に農業振興地域整備計画の達成に支障がない旨を確認しております。

土木委員の意見については、問題なしとの意見を事務局で確認しております。

議案書は11ページをご覧ください。案件4は、春野町弘岡下、登記地目、田、現況、畑、217㎡を、分家住宅を建築するため、使用貸借件を設定するという案件です。現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗ったところが申請地です。

農地の種別につきましては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないことから、第2種農地と判断しています。

事業計画についてご説明いたします。本件申請の貸人と借人は親子であり、子である借人は、現在本件申請地近隣の父の家に居住していますが、父の家が手狭となってきたことから、本件申請地に土地所有者である貸人より使用貸借権の設定を受け、分家住宅を建築しようとするものです。

土地の造成計画については、申請地は現在畑であるため、整地のみ行い、造成は行わないとのことです。

土地利用計画図によりますと、申請地には西側に接している高知市道から進入する計画となっており、旗竿形状の申請地の竿に相当する西側部分は、通路及び借人夫婦が使用している自動車2台及び予備に自動車1台分の駐車スペースとし、大半の部分を砂利敷きにする計画で、旗竿の旗に相当する東側部分に平屋建て住居を建築する計画となっております。

周辺農地の所有者の同意については、申請地北側に接する農地、北東側に水路を挟んで接している農地、東側に接している農地の所有者の同意書が添付されております。

排水計画については、住宅から発生する汚水及び雑排水については合併浄化槽で処理した後、西側市道側溝へ放流し、住宅の屋根に降る雨水については雨水集水枡を経由して、同じく西側市道側溝へ放流する計画です。また、敷地内全体の排水勾配については、西側



市道に向けて設け、敷地周囲にはコンクリートブロックを設置して雨水が近隣農地に流出しないように措置するとのことで、砂利敷きの部分に降る雨水については自然浸透させる計画となっています。

都市計画法関係では、開発許可申請書の写しが添付されており、申請地からの排水計画についての排水同意書も添付されています。

その他の添付資料としましては、本件申請に係る資金証明書類として、銀行の融資証明書が添付されており、本件申請当事者間での使用貸借契約書の写しも添付されています。

地元土木委員の意見については、問題ないとの意見を事務局で確認しております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議 長 第3号議案の説明が終わりました。では事前審査会の報告をお願いします。第一事前審査会の楠瀬委員長から報告をお願いします。

楠瀬委員 案件1については、地元委員に現地を確認いただき、許可相当と認めました。

議 長 次に第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員 案件2、案件3について、地元委員の報告を踏まえ審議した結果、許可相当であると認めました。

議 長 次に第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。

上田委員 案件4について、地元委員の報告を踏まえ審議した結果、許可相当であると認めました。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に移ります。ご意見、ご質問のある方はおられませんか。

委 員 (意見、質問なし)

議 長 ご意見やご質問がなければ審議を終わります。案件1と案件4については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、案件2は農用地区域農地及び第1種農地に該当のため、案件3については、農用地区域内の農地であるため、県ネットワーク機構に意見を諮問したのち、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、それぞれ決定しますが、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 案件1と案件4については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、案件2は農用地区域農地及び第1種農地に該当のため、案件3については、農用地区域内の農地であるため、県ネットワーク機構に意見を諮問したのち、許可相当の意見を付して県知事に送付することに、それぞれ決定します。

次に、第4号議案、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件」

野中主任

を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

今月は全体で16件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が15件、更新設定が1件となっております。

13ページをご覧ください。利用権設定についての総括表を掲載しております。

1が、利用権設定の総括表です。

今月は、利用権を設定する者（貸人）が17人で延べ17人、利用権の設定を受ける者（借人）が11人で延べ17人となっております。

土地の内訳は、田が35筆、16,238㎡、畑が6筆、6,203㎡です。また、設定の内訳を見ますと更新設定が2筆、1,626㎡、新規設定が39筆、20,815㎡となっております。

以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。

それでは利用権の新規設定の案件のみ説明いたします。

議案書は14ページをご覧ください。

案件2は五台山、田、1,118㎡外3筆、合計2,337㎡を、平成29年7月1日から平成49年6月30日までの20年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

議案書14ページから15ページにまたがり案件3は、五台山、田、259㎡外2筆、合計854㎡を、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの5年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

案件4は、長浜、登記地目、田、現況、畑、882㎡を、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間貸すという貸借権の新規設定です。

賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人は、新規就農者として案件5及び案件6の賃借人である同一世帯の息子と一緒に農業に従事し、経営拡大を図る計画であるとのことであり、当該申請地ではサツマイモ等の野菜を栽培するとのことです。

案件5と案件6は、賃借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件5は、長浜、田、495㎡を、案件6は、横浜、田、714㎡を両案件とも平成29年7月1日から平成34年6月30日までの5年間貸すという貸借権の新規設定です。

なお、賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書につきましては、案件4で説明しました内容と同じ内容となりますので、説明を省略させていただきます。

なお、案件5の申請地では路地野菜を栽培するほか、一部で小規模に鶏を飼う予定

であるとのことです。現地で養鶏を行うことについては、鶏舎を立てる等の土地の形質変更は行わないことを申請者に確認しています。

また、案件5の申請地は、昨年まで遊休農地として指導してきた農地ではありますが、現在は既に草刈りが行われていることを事務局で確認しております。

案件4、案件5及び案件6につきましては、それぞれ案件ごとの面積が1反を下回っておりますが、申請者が同一世帯の親子であり、合計面積では1反を越えて農業者として農地台帳に登録が可能となります。

議案書15ページから17ページにかけての案件7から案件10は、中間管理権の設定により、高知県農業公社が農地を借り受ける内容の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

まず案件7は、介良丙，田，705㎡外1筆，合計798㎡を，続きまして議案書15ページから16ページにまたがり案件8は，介良丙，田，304㎡のうち277㎡，外1筆，合計321㎡を，議案書16ページから17ページにまたがり案件9は，介良丙，田，334㎡ 外10筆，合計2,661㎡を，案件10は介良丙，田，314㎡ 外3筆，合計1,146㎡を，平成29年7月1日から平成39年6月30日までの10年間貸すという使用貸借権及び賃借権の新規設定です。

案件7から案件9の一部は使用貸借権，案件9の一部から案件10は賃借権となっております。

最終貸付予定者は，それぞれ現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

議案書18ページの案件11は，春野町芳原，田，1,086㎡を，平成29年7月1日から平成34年6月30日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件12は，春野町内ノ谷，登記地目 田，現況 畑840㎡外1筆，合計2,235㎡を，平成29年7月1日から平成36年7月31日までの7年1ヶ月間貸すという，賃借権の新規設定です。借人は農地台帳に登録がないため，耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと，今回の申請地ではハウスでキュウリを栽培する計画となっており，今後は経営を拡大する意向であるとのことです。

続きまして案件13は，春野町秋山，田，244㎡，外2筆，合計693㎡を，平成29年7月1日から平成31年12月31日までの2年6ヶ月間貸すという，賃借権の新規設定です。

続きまして案件14は，春野町西畑，田，3,507㎡を，平成29年7月1日から平成45年6月30日までの16年間貸すという，賃借権の新規設定です。借人は農地台帳に登録がないため，耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと，今回の申請地ではレンタルハウス事業を活用してハウスを建築し，キュウリを栽培する計画となっており，今後は専業農家として収穫量の増加を図るとのことです。

次の案件15と議案書19ページの案件16は、借人が同一の関連案件ですので、まとめて説明いたします。

案件15は、春野町森山、登記地目、田、現況、畑、927㎡の賃借権を、議案書19ページの案件16は、同じく春野町森山、登記地目、田、現況、畑、1,568㎡外1筆、合計2,159㎡のうち持分24分の23の使用賃借権を、それぞれ新規設定するものです。

両案件とも権利設定期間は平成29年7月1日から平成45年6月30日までの16年間となっております。

また、借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、今回の申請地ではレンタルハウス事業を活用してハウスを建築し、キュウリを栽培する計画となっており、今後は経営改善計画に基づいて経営拡大を図るとのことです。

以上、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について本日の農地部会で計画が妥当なものと決定されますと、平成29年7月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

議長 第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第一事前審査会の楠瀬委員長より報告をお願いします。

楠瀬委員 案件1について妥当と認めました。

議長 次に、第二事前審査会の成岡委員長より報告をお願いします。

成岡委員 案件2から6については妥当なものと認めました。

議長 次に、第三事前審査会の竹内委員長より報告をお願いします。

竹内委員 案件7から10については妥当なものと認めました。

議長 最後に、第四事前審査会の上田委員長より報告をお願いします。

上田委員 案件10から16については妥当なものと認めました。

議長 それでは第4号議案について審議をお願いします。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

森本委員 今月は、案件2で期間が20年というものがありませんでしたが、民法の方で、その土地を15年とか20年耕作すると権利が消滅するとか、時効取得が成立するというようなことを聞いたことがあるが、これに関してそういうことはありませんか。

議長 時効取得が成立する要件は、「所有の意思を持って、平穩かつ公然と」ということなので、今回の件は利用権で期間を定めて借りていることが明らかですから、考えなくていいかと思います。

竹内委員	無断で貸し借りしていたら危ないということを聞いたことはあるが、利用権は期間もここで20年までとしているので、これは問題ないでしょう。
森本委員	昔、勉強した話なので、しっかりとは言えない。また事務局で確認しておいてください。
議長	それでは、他にご意見、ご質問はありますか。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第4号議案については、妥当なものと決定することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	第4号議案は、妥当なものと決定いたします。 次に、第5号議案「非農地証明願の件」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
野中主任	議案書は21ページをご覧ください。 今月は5件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。 地区の内訳は、旭が3件、議案書は22ページにまたがりまして春野が2件となっております。 すべて地元委員の確認を得て、証明書を交付しております。 なお面積が1,000㎡を超える案件については、事務局でも現地調査を行っております。追認をお願いします。
議長	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようですので、審議を終わります。第5号議案については、追認することにご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	ご異議ないようですので、第5号議案については追認することに決定いたします。 次に、議案外報告を事務局より一括してお願いします。
野中主任	議案書は24ページをご覧ください。「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」です。 今月は2件の届出が提出されており、地区の内訳は、鴨田が1件、大津が1件となっております。 全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>続きまして議案書は 26 ページにお開きください。「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件」です。</p> <p>今月は 13 件の届出が提出されております。</p> <p>地区の内訳は、議案書 27 ページにまたがりまして、旭が 2 件、議案書 27 ページから 28 ページにまたがりまして初月が 2 件、議案書 28 ページに、秦が 2 件、鴨田が 1 件、長浜が 1 件、議案書 28 ページから 29 ページにかけまして一宮が 3 件、議案書 29 ページに高須が 1 件、大津が 1 件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、地元委員の確認を得て、事務局長専決により受理しております。</p> <p>次に、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」です。議案書は 31 ページをお開きください。</p> <p>今月は 1 件の合意解約が提出されております。地区の内訳は、春野が 1 件となっております。本案件につきまして、地元委員に合意解約に相違ないことを確認いただいております。</p> <p>続きまして、農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件です。議案書は 33 ページをご覧ください。</p> <p>今月は、農地法第 5 条許可申請に係る取消が 1 件あります。地区の内訳は、長浜が 1 件です。</p> <p>本案件は、平成 28 年 9 月 8 日付けで県許可がありましたが、経営上の理由で、取消願が提出されたものです。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、議案外報告を終わります。</p> <p>その他に何かございますか。委員の皆さんから無いようであれば、事務局からの報告をお願いします。</p>
<p>事 務 局 報 告 榮枝管理主幹</p>	<p>農用地利用配分計画についてご説明いたします。机上配布しております資料 1 をご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業としまして、高知県農業公社が土地の所有者から土地を借り受ける中間管理権の設定について、3 月の農地部会でご審議をいただき妥当なものと決定されたことを受けまして、4 月 1 日付で高知市が公告しました案件でございます。</p> <p>当該案件につきましては、平成 29 年 5 月 8 日付で農用地利用配分計画が公告され、</p>

	最終貸付予定者への貸付が始まったことの通知となっております。 以上で報告を終わります。
次回農地部会 議長	次回の農業委員会は7月4日(火)を予定しております。
閉 会 議長	(農地部会長 中山 忠明 挨拶して閉会を宣す。(午後5時00分)) 以上で本日の農地部会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 29 年 7 月 4 日

議長

中山 忠明

議事録署名委員

鍋島 義信

議事録署名委員

久保 野美男

議事録作成者

竹内 啓朗